

個別規程 IIJ Media Sphere サービス

令和6年8月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(品目)

IIJ Media Sphere サービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
ベーシック	100時間までのトランスコード時間、2TBまでのストレージ容量(バックアップを含む)、1TBまでの配信データ量、70時間までのLIVEチャンネル稼働時間を月額基本料に含むもの
プレミアム	200時間までのトランスコード時間、5TBまでのストレージ容量(バックアップを含む)、10TBまでの配信データ量、150時間までのLIVEチャンネル稼働時間を月額基本料に含むもの

第2条(最低利用期間)

IIJ Media Sphere サービスに係るIIJインターネットサービス契約(以下「IIJ Media Sphere サービス契約」といいます。)における最低利用期間は1ヶ月とし、その起算日は課金開始日とします。

第3条(利用条件)

契約者はIIJ Media Sphere サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- 契約者が指定する独自ドメイン名を使用する場合には、ドメイン名(当社が定める範囲のもの)の取得、又は、当社が提供するサービスを利用してドメイン名を取得する場合には当該サービスで定める必要な手続き
- 前号のドメイン名のインターネット上で運用されているDNSサーバへの登録
- HTTPSによる通信をする場合には、SSLサーバ証明書(当社が定める範囲のもの)の取得

2 前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、IIJ Media Sphere サービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

3 契約者は、IIJ Media Sphere サービスを利用することにより、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)、不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)その他関係諸法規の適用客体となる可能性があることにあらかじめ同意するものとします。

4 契約者は、IIJ Media Sphere サービスの利用の対象となる著作物が、当該サービスを用いて公衆送信等の利用が行われることについて、原権利者その他の権利者の許諾を得ていることを、当社に対して保証するものとします。また、当該許諾について当該原権利者その他の権利者と当社との間に紛争が発生した場合、契約者の費用と責任においてかかる紛争を処理するものとします。

第 4 条(設定権限の管理)

契約者は、IIJ Media Sphere サービスの利用にあたり、IIJ Media Sphere サービスの設定権限を付与される管理責任者を定めるものとします。

2 契約者は、契約者に対して付与する設定権限の管理責任を負うものとします。

3 契約者は、第三者に設定権限を利用させないものとします。

4 契約者は、設定権限が不正利用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第 5 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ Media Sphere サービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) DRM オプション

配信コンテンツの暗号化機能及び著作権管理機能等を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

3 DRM オプションを利用するには、品目をプレミアムとする IIJ Media Sphere サービスの契約者である必要があります。

4 DRM オプションの利用における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、DRM オプションの課金開始日とします。

5 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 6 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ Media Sphere サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 7 条(料金)

契約者が、IIJ Media Sphere サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ Media Sphere サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 8 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ Media Sphere サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 2 に定めるところにより IIJ Media Sphere サービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 9 条(保証の限定)

IIJ Media Sphere サービスは、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) IIJ Media Sphere サービスが常に可用であること
- (2) 契約者が当社のコンテンツ配信サーバに設置したデータが滅失又は毀損しないこと
- (3) コンテンツ配信機能、性能又はコンテンツ配信速度が低下しないこと
- (4) 契約者の配信に関する帯域、同時接続数に対する特定の数値
- (5) IIJ Media Sphere サービスが、契約者の配信コンテンツを設置するための設備と同じ動作をすること

(6) 特定の国又は地域への配信先及びアクセス制限機能(IP アドレスによる制御機能であって当社が別途定める仕様によるもの)の完全性

2 DRM オプションにおけるデジタルコンテンツの暗号化機能及び著作権管理機能は、その完全性、正確性、契約者の利用目的への適合性について保証するものではありません。

第 10 条(機能の制限)

契約者が、一般規程第 19 条(禁止事項)に係る行為を行った場合、契約者の IIJ Media Sphere サービスの利用に関し第三者から当社に対し苦情の申し出その他の請求等が為されかつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由により IIJ Media Sphere サービスの運営に支障をきたすおそれがあると当社が判断した場合は、当社は、次の事項のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を行う場合があります。

- (1) 一般規程第 25 条(利用の停止等)に基づくサービスの提供の停止等
- (2) 当該契約者に対する苦情等の解消のための第三者との協議要求
- (3) 当該契約者に対する当社のサーバに設置したデータの削除要求
- (4) 当該契約者に対し何ら通知を行うことなく、当社のサーバに設置したデータの全部若しくは一部の当社による削除、又は当社が第三者の閲覧できない状態に置くこと

2 前項に定める事項のほか、IIJ Media Sphere サービスの運用、維持に支障をきたすおそれが生じた場合、当社は、契約者に何ら通知を行うことなく当社のコンテンツ配信サーバへのアクセスを制限する場合があります。

3 当社は、IIJ Media Sphere サービスの安定した運用を目的として、当社の定めるところにより、セッション数及びトラフィック及び特定のアクセス元からの通信に関して制限を加えることができるものとします。

第 11 条(当社の責任の制限)

当社は、前条(機能の制限)の規定に基づき契約者が IIJ Media Sphere サービスを利用して行う情報発信を制限した場合でも、契約者又は第三者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、IIJ Media Sphere サービスを利用して契約者が行う一切の行為に対して責任を負わないものとします。また、これら契約者の行為に係る契約者と第三者との紛争に関しては、契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないものとします。

附則

令和2年12月1日施行

この契約約款は、令和2年12月1日から実施します。

令和3年11月1日変更

この契約約款は、令和3年11月1日から実施します。

令和4年5月1日変更

この契約約款は、令和4年5月1日から実施します。

令和6年8月1日変更

この契約約款は、令和6年8月1日から実施します。

別紙 1 IIJ Media Sphere サービスにおける料金等 [第 7 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

品目	料金
ベーシック	当社が別途契約者に示す金額
プレミアム	当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

オプションサービス名	料金
DRM オプション	当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本サービス

品目	料金
ベーシック	月額基本料: 当社が別途契約者に示す金額 トランスコード時間超過料: 1 時間あたり、当社が別途契約者に示す金額 ストレージ容量超過料: 1GB あたり、当社が別途契約者に示す金額 配信データ量超過料: 1GB あたり、当社が別途契約者に示す金額 LIVE チャンネル稼働時間超過料: 1 時間あたり、当社が別途契約者に示す金額
プレミアム	月額基本料: 当社が別途契約者に示す金額 トランスコード時間超過料: 1 時間あたり、当社が別途契約者に示す金額 ストレージ容量超過料: 1GB あたり、当社が別途契約者に示す金額 配信データ量超過料: 1GB あたり、当社が別途契約者に示す金額 LIVE チャンネル稼働時間超過料:

	1 時間あたり、当社が別途契約者に示す金額
--	-----------------------

(2) オプションサービス

オプションサービス名	料金
DRM オプション	当社が別途契約者に示す金額

別紙 2 料金の減額 [第 8 条関係]

利用不能時の減額（第 8 条関係）

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額基本料の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。